

小林節が斬る!

「ここがおかしい」

この国には、正月の松の内に首相が閣僚を同道し伊勢神宮を参拝する習慣がある。今年も6日に、石破茂首相が閣僚同行で参拝した。

誤解を招かぬように、断っておくが、私は既に7回、伊勢神宮を参拝している。私は、あの清浄な社域が好きで、更に、日本の歴史と伝統工芸に触れることが楽しいからである。

しかし、キリスト教徒である首相が、個人の習慣にはなかつた正月の伊勢神宮参拝を、歴代首相

首相の伊勢神宮参拝 国民主権国家にふさわしいのか?



の慣行を踏襲して行ったことには違和感がある。つまり、国民主権国家(憲法1条)における主権者国民の代表である首相(43条、67条)が、年頭に天皇家の氏神に首を垂れる慣行が、日本国憲法の下で許されるのか? 大日本帝国憲法(明治憲法)の下では、天皇は統治権の総覧者(4条)つまり主権者で、首相は「天皇の代理人」であつたのだ(憲法1条)に国家権力が介入することを禁じている。つまり、権力者が天皇から国政を預かる者として、新年に皇祖に額をうごかすことを禁じている。その理由は、信教の自由の根底にある国民の良心の自由を国家が侵害することを予防するため、実は自由を国家が侵害することを予防するため、実は自由を国家が侵害することを予防するため、

大日本帝国憲法(明治憲法)の下では、天皇は統治権の総覧者(4条)つまり主権者で、首相は「天皇の代理人」であつたのだ(憲法1条)に国家権力が介入することを禁じている。つまり、権力者が天皇から国政を預かる者として、新年に皇祖に額をうごかすことを禁じている。その理由は、信教の自由の根底にある国民の良心の自由を国家が侵害することを予防するため、実は自由を国家が侵害することを予防するため、

大日本帝国憲法(明治憲法)の下では、天皇は統治権の総覧者(4条)つまり主権者で、首相は「天皇の代理人」であつたのだ(憲法1条)に国家権力が介入することを禁じている。つまり、権力者が天皇から国政を預かる者として、新年に皇祖に額をうごかすことを禁じている。その理由は、信教の自由の根底にある国民の良心の自由を国家が侵害することを予防するため、実は自由を国家が侵害することを予防するため、

以上は、国民主権との矛盾である。同時に、これは政教分離原則に抵触する問題でもある。日本国憲法は、政教分離原則を採用している(20条、89条)。それは、国民の信教の自由を守られるべきものである。(つまり、各宗派の自由) (随時掲載)